

○ 第6期宇都宮市介護保険事業計画の概要

1 高齢者人口等の見込み

| | 第6期介護保険事業計画 | | | 平成32年度 | 平成37年度 | 平成42年度 |
|-------|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | (2020年) | (2025年) | (2030年) |
| 総人口 | 517,760人 | 518,235人 | 518,459人 | 517,757人 | 512,894人 | 504,665人 |
| 高齢者人口 | 122,228人 | 125,945人 | 128,835人 | 135,531人 | 141,724人 | 146,302人 |
| 高齢化率 | 23.6% | 24.3% | 24.8% | 26.2% | 27.6% | 29.0% |

2 要介護・要支援認定者数の見込み

| 年 度 | 第6期介護保険事業計画 | | | 平成32年度 | 平成37年度 | 平成42年度 |
|------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | (2020年) | (2025年) | (2030年) |
| 要支援1 | 2,538人 | 2,649人 | 2,776人 | 3,102人 | 3,582人 | 4,136人 |
| 要支援2 | 2,973人 | 3,144人 | 3,325人 | 3,778人 | 4,503人 | 5,367人 |
| 要介護1 | 2,937人 | 3,016人 | 3,094人 | 3,393人 | 3,959人 | 4,619人 |
| 要介護2 | 3,499人 | 3,711人 | 3,938人 | 4,554人 | 5,281人 | 6,124人 |
| 要介護3 | 2,234人 | 2,288人 | 2,353人 | 2,605人 | 3,132人 | 3,766人 |
| 要介護4 | 2,561人 | 2,651人 | 2,757人 | 3,234人 | 3,889人 | 4,677人 |
| 要介護5 | 2,068人 | 2,160人 | 2,258人 | 2,537人 | 2,985人 | 3,512人 |
| 合計 | 18,810人 | 19,619人 | 20,501人 | 23,203人 | 27,331人 | 32,201人 |

3 事業費の見込み

(単位 千円)

| 種 別 | 第5期事業計画 | 第6期事業計画 | 増 減 |
|---------|------------|------------|------------|
| 標準給付費 | 71,219,479 | 81,824,652 | 10,605,173 |
| 地域支援事業費 | 2,133,960 | 2,764,565 | 630,605 |
| 特別給付費 | 340,104 | 424,789 | 84,685 |
| 合 計 | 73,693,543 | 85,014,006 | 11,320,463 |

(参考) 介護給付費・予防給付費の見込み

(単位 千円)

| 区 分 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------|---------------|------------|------------|------------|
| 介護給付費 | 居宅サービス | 10,616,853 | 9,946,926 | 10,560,718 |
| | 住宅改修 | 95,422 | 102,731 | 110,600 |
| | 居宅介護支援 | 1,108,247 | 1,161,775 | 1,217,889 |
| | 施設サービス | 8,626,187 | 8,859,604 | 10,705,338 |
| | 地域密着型サービス | 2,463,929 | 3,969,045 | 4,254,379 |
| 小 計 | | 22,910,638 | 24,040,081 | 26,848,924 |
| 予防給付費 | 介護予防サービス | 1,272,534 | 1,332,591 | 904,440 |
| | 介護予防住宅改修 | 44,842 | 45,008 | 45,175 |
| | 介護予防支援 | 158,565 | 165,319 | 172,363 |
| | 地域密着型介護予防サービス | 33,133 | 37,708 | 43,873 |
| 小 計 | | 1,509,074 | 1,580,626 | 1,165,851 |
| 合 計 | | 24,419,712 | 25,620,707 | 28,014,775 |

4 介護保険料について

(1) 保険料の算定方法について

第1号被保険者（65歳以上の被保険者）の介護保険料は、介護給付費の財源に充てるために賦課徴収するもので、介護給付費の見込み、費用負担の割合及び第1号被保険者数に基づいて次の方法により算定

$(\text{介護給付費の見込み}) \times (\text{費用負担割合}) \div (\text{第1号被保険者数}) = (\text{介護保険料基準額})$

介護保険料基準額に、所得額に応じた保険料率を乗じて所得区分ごとの保険料を算出

※ 第1号被保険者数は、各段階の被保険者数に保険料率を乗じ補正したもの

※ 第6期計画において、全国の被保険者の比率に基づき、全体事業費における被保険者の費用負担割合を変更（第1号被保険者：第5期21%から第6期は22%へ増加）

(2) 第6期計画における第1号被保険者保険料の設定に関する考え方

本市第6期計画介護保険料設定に関する基本的考え方は、次のとおり

ア 国の考え方を基本に設定

国においては、全国的な調査のもと新たな保険料段階、保険料率を設定しており、国の考え方を基本とする。

イ 本市第5期との整合の確保

本市においては、第5期から、応能負担の実現や低所得者の軽減に取り組んできたところであり、第6期においてもこれまでの考え方を継承する。

ウ 公費による軽減措置の積極的な活用

第1段階の公費による軽減については、第5期までの本市の低所得者の軽減に関する取組を踏まえ、最大限に活用する。

※ 公費による保険料の軽減措置の創設

国において、低所得者（第1段階）の保険料について、公費の投入により0.05を超えない範囲で保険料率を軽減する措置を創設

<第1号被保険者保険料>

平成24年度から平成26年度（3年間）

基準年額（第4段階）48,700円
（1か月あたり 4,064円）



平成27年度から平成29年度（3年間）

基準年額（第5段階）54,300円
（1か月あたり 4,531円）

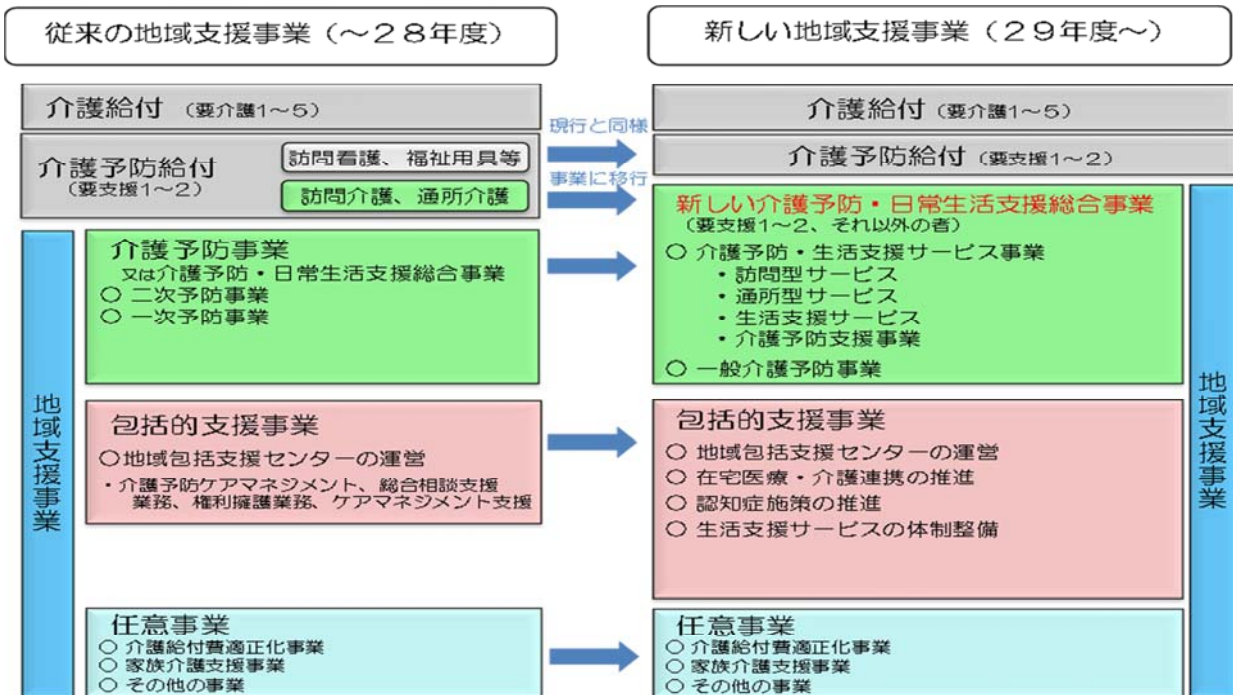
(3) 第6期介護保険事業計画における第1号被保険者の介護保険料の額

| 所得段階区分 | | 保険料率 | 年額保険料額 ()内は月額 |
|--------|--|------|---------------------|
| 第1段階 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年中の公的年金収入額及び前年の合計所得金額の合計額が80万円以下の者 | 0.45 | 24,400円 |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年中の公的年金収入額及び前年の合計所得金額の合計額が80万円以上120万円以下の者 | 0.62 | 33,600円 |
| 第3段階 | 世帯全員が市民税非課税で、第1段階又は第2段階以外の者(上記以外の者) | 0.75 | 40,700円 |
| 第4段階 | 世帯に市民税課税者がいて、本人の前年中の公的年金収入額及び前年の合計所得金額の合計額が80万円以下の者 | 0.90 | 48,800円 |
| 第5段階 | <p>保険料基準額</p> 世帯に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税の者(上記以外の者) | 1.00 | 54,300円 (4,531円) |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者 | 1.20 | 65,100円 |
| 第7段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の者 | 1.30 | 70,500円 |
| 第8段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の者 | 1.50 | 81,400円 |
| 第9段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上500万円未満の者 | 1.70 | 92,300円 |
| 第10段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の者 | 1.80 | 97,700円 |
| 第11段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の者 | 1.90 | 103,100円 |

5 地域支援事業と新しい介護予防・日常生活支援総合事業

- ・ 今回の制度改正において、「地域包括ケアシステム」の構築に向け、地域支援事業が見直され、従来の介護予防事業が「新しい介護予防・日常生活支援総合事業(以下「新しい総合事業」という。)」として事業の充実が図られるなど、その実施内容が大きく異なっている。
- ・ このため、本市では、新しい総合事業の対象となる高齢者に対する丁寧な事業周知や、新たに事業参入するNPOやボランティア団体に対する十分な事業説明や制度理解に取り組みながら、平成29年度からの事業開始を目指す。

(参考) 本市における介護保険制度改正後の地域支援事業の枠組み



6 認知症ケアパスについて

(1) 認知症ケアパスとは

- ・ 認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障害 が進行していく中で、その進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかをあらかじめ決めておく基準
- ・ 平成24年9月に国が策定した「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」において、「標準的な認知症ケアパス（認知症の状態に応じた適切なサービス提供の基準）の作成・普及」が位置づけられており、平成27年度以降、市町村が作成する介護保険事業計画へ反映することとされている。

(2) 本市の認知症ケアパスの検討経過について

- 平成24年度
 - ・ 宇都宮市医師会の協力のもと、医療・介護・福祉の従事者が参加する「認知症地域ケアネットワーク 研修・意見交換会」を設置
 - ・ 医療・介護・福祉の従事者など多職種が連携した支援体制のあり方の検討
 - ・ 認知症本人を支える地域の社会資源等の情報共有
- 平成26年度
 - ・ 「認知症地域ケアネットワーク 研修・意見交換会」において「認知症ケアパス」の検討

(3) 本市の認知症ケアパスの概要

- ・ 本市の「認知症ケアパス」は、認知症の人の生活機能障害の進行にあわせ、いつ、どこで、どのような社会資源（介護保険サービスなど）を利用できるのか、具体的な事業を取りまとめている。
- ・ 上記に加え、認知症に対する正しい知識の理解促進を図るため、認知症に関する基本的な情報を掲載したほか、認知症の早期発見につながるよう認知症チェックリストを掲載した。
- ・ なお、第6期宇都宮市介護保険事業計画において、「認知症ガイドブック（ケアパス）の作成・配布」や、地域包括支援センターを中心とした医療・介護従事者の連携強化に向けた「（仮称）認知症ケアパス 推進会議」などを盛り込み反映している。